

編集委員会内規	
第1条	本内規は「委員会規程」に基づき、学会誌編集委員会の運営業務に関する事項を別に定める。
第2条	本委員会は本会学会誌『手話学研究』の編集および発行に関する会務を統括する。
第3条	本委員会は委員長および若干名の委員により構成する。ただし、副委員長については「委員会規程」を準用する。
2	委員長および委員の任期は「委員会規程」を準用する。
第4条	本委員会は理事会の承認を経て、実務の一部を学会事務局、または本会理事や本会会員に委託することができる。
第5条	本委員会は『手話学研究』所収記事の募集、査読、校閲、編集、および、発行の業務を執りおこなうにあたり、必要な内規を別に定めることができる。
第6条	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
	本内規は2010年11月18日より施行する。
	本内規は2019年7月1日より改正施行する。